

第 71 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社への追加質問及び回答

問 指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべき
と考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選
択可能となることにより公正競争上どのような効果が期待できると考えら
れるか。

(佐藤構成員)

(NTT東西回答)

- 他の事業者からも指摘があったように、着信接続料の協議においては下記
のような課題があるため、2社間の協議のみで円滑に合意を図ることができる
とは限らず、結果、不当に高額な接続料の適用が継続し、事業者間の公平性
が損なわれる懸念があると考えます。
 - ✓ 具体的な算定根拠の作成・提示が困難なこと、
 - ✓ 提示された情報の妥当性の確認が困難なこと、
 - ✓ 指定設備事業者の接続料をベンチマークとして用いるとしても、相
手方のネットワーク構成等の確認が困難なため、用いるベンチマー
クが適切かどうかの判断が困難なこと
- 現に、当社においても、一部の事業者より、算定根拠の提示がないまま独自
に算定した当社接続料水準を上回る単金を設定する、あるいは、自社網がP
S T Nに相当するとして、ひかり電話より高額なP S T N接続料水準のみを
設定することが妥当との主張がなされ、結果、長期にわたり未合意の状況が
続くケースが発生していた事例があります。
- 一方、ビルアンドキープ方式の選択が可能となれば、上記の着信接続料の協
議に係る課題を解消することが可能となり、事業者間の公平性確保が図られ
るものと考えます。
- また、ビルアンドキープ方式を採用する場合、トラヒックポンピングのよう
な不適切なビジネスモデルを抑止・是正することが可能となるという点でも、
着信接続料に係る事業者間の公平性確保に資するものと考えます。

以上